

第 5 0 8 号 第 5 0 8 号
昭和 6 1 年 2 月 1 0 日

第 5 0 8 号

田 林 田
田 林 田
田 林 田
田 林 田

田 林 田
田 林 田
田 林 田
田 林 田

田 林 田
田 林 田
田 林 田
田 林 田

田 林 田
田 林 田
田 林 田
田 林 田

昭和 6 0 年度
第 5 回

定期監査（工事）結果報告書

I 監査の概要

1. 監査の対象

市道 1 2 0 9 号線改良舗装工事

2. 監査の期間

昭和 6 0 年 1 1 月 1 8 日から昭和 6 0 年 1 2 月 1 8 日まで

3. 監査の方針

この工事監査は、市建設行政の事務、事業の適正化、円滑化、を図るため、工事の設計及び施工は法令等に準拠し、適切かつ効率的に執行されているか否かを主眼として実施した。

この工事監査実施にあたっては、専門技術面についての調査を社団法人「日本技術士会」と委託契約をし、その協力を得て実施した。

II 監査の結果

今回の工事監査を行つたのは、建設部土木課所管の工事の計画、設計及びその施工についてであつたが、その監査結果は、おおむね適切かつ良好な執行がなされていると認められるが、一部において今後検討是正を要する事項もあるので、以下若干の意見を付し、工事監査の概要を記述する。

1. 工事監査の概要

市道1209号線改良舗装工事

監査実施日 昭和60年12月18日

契約金額 64,000,000円

請負者 田村建設工業(株)

設計者 新構造技術(株)

工期 昭和60年7月1日から

昭和61年3月29日まで

工事概要 施工延長93.8m・施工面積687.0 m^2

施工幅員 6.0m

舗装面積 車道395.0 m^2 ・歩道76.0 m^2

舗装幅員 5.1m

橋梁架け替え工事(新堀橋)

現橋幅員 3.6m・橋長17.8mの

取りこわし他一式

新橋幅員 9.8m・橋長19.66mの

新設工事一式

本工事の名称は、市道1209号線改良舗装工事となつていますが、一般車輛や大型車輛の通行量の増大にともなう、新堀橋の架け替え工事が主体である。

2. 監査の内容

(1) 計画について

当該工事設計以前の昭和54年8月に新堀橋右岸附近において、地質調査を深度10mまで1箇所実施しており、その報告書を基本にして新堀橋架け替えのデータとしている。

この機械ボーリングにおいては、標準貫入試験(注⑦)のみであるが、N値50を5m以上確認しており、とくに問題点はない。

また、昭和58年7月に現地附近において、C.B.R(注⑧)試験資料2箇所及びハンドオーガー(注⑨)2箇所実施し、その資料の室内試験結果と、昭和59年の交通量調査(各種車輛431台)のデータをもとに、5年後の交通量を算出し、A交通(注⑩)で設計、C.B.R2%として、東京都の基準による舗装厚(計50cm)を決定したものであり問題点はない。

橋梁架け替え工事にともなう関係諸官庁、出先との事前打合せも実施している。

(2) 設計について

① 土留工

当該工事の設計は、新構造技術(株)に外注委託したものであり、橋梁の型態、基礎工、その他経済性、安全性に考慮し、また、都の指示による河川の現況維持等にも配慮して、防衛庁とも協議し決定している。

そのうち、基礎工(直接基礎)用の土留工は「シートパイル」による締切工法を採用し、A₁(右岸奥多摩街道側)におい

ては当該工法で施行できたが、 A_2 （左岸市営競技場側）においては「シートパイル」による締切りが不可能であつたため I 型鋼（ 50 kg/m レール）を打込み横矢板併用とし、I 型鋼の根入り不足をカバーするため、「アースアンカー工法」（注④）により補強し、 A_2 （左岸）の基礎工を施工している。

この変更原因は、機械ボーリングにより地質調査を A_2 附近にて実施していないため、その附近の土質を把握できなかつたためと、N 値 50 以上の玉石まじりの砂礫層に根入りを 5 m 必要とする場合、当該場所においては地下水位も低く、河川の水位も施工期間中は低いのであるから、他の土留工法も考慮検討すべきであつた。

今後は橋梁工事計画時、橋台、橋脚の設置箇所ごとに、必ず 1 箇所は機械ボーリングを実施すべきである。

② シース

橋梁の「P・C 桁」の横締め鋼線用の「シース」（注⑤）が変形したことは、設計上及び鉄筋加工作業上ともに注意が足りなかつた。

③ 数量

設計書の内訳書と設計報告書との喰い違いによる誤りが、2・3 箇所あつたので、再度調査されたい。

④ 単価

設計書に採用されている歩掛り、単価は、東京都の基準に

よるもので問題点はない。

⑤ 工法変更

橋台 A_2 における土留工の工法変更にとまなう設計変更は防衛庁とも協議し、金額も変わらないためしていなかつたが、今後このようなことのないよう留意されたい。

⑥ その他

新堀橋の型式、外観は、現地景観を害するものでなく、経済性、将来の維持管理にも問題点はない。

設計金額と請負金額との差は、 2.85% であり、特別問題点はない。

(3) 施工管理について

① 材料及び品質管理

当該工事に使用する主材料の使用願い及び試験表等は、整理されている。

工程は現在約 60% と、当初計画より進んでいるが、工程表にその進捗が記録されていない。

工事写真もピンボケが多く、また黒板にその撮影工程の記入が不足している。

② 現場管理

シースについては、前述したのではぶくが、P・C 桁の配筋については問題点はない。

構造物の出来型は、設計図より $0.8\text{ cm} \sim 1.0\text{ cm}$ 余裕があり、問

題点はない。

現場の整理整頓は普通であるが、安全管理は足場工の手摺材不足、足場板の緊結不足、河川に対し、落下物防止用シートのないこと等注意すべき点が目立つた。

工事日誌については、その内容が明確でない。作業内容がわかるよう十分注意し記入されたい。

また、今後様式等の指定も検討されたい。

(注)⑦ 重量 6 3.5 kg のハンマーを、高さ 7 5 cm 上から自由落下させて、先端のサンプラーを打込み、3 0 cm 貫入に要する打撃回数 (N 値) から、地盤を調査する試験を言う。

⑧ 道路の路床や路盤の支持力を表す指数

⑨ 手動土堀器、土質のボーリング及び試料採取器

⑩ 5 年後の大型車一日一方向当りの交通量が 1 0 0 台以上
～ 2 5 0 台未満

⑪ 土留め壁の背面に、鋼棒などでアンカー (いかり) させて支える工法

⑫ コンクリート中に、P.C 鋼材を通す孔をあけておくために用いられる一種のチューブ

第一回福生市議会 定例

会会議録(第三号)

昭和六十二年二月七日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	杯田 武君	二番	在原 博君
三番	村野 和二郎君	四番	石川 泰一君
五番	赤星 行人君	六番	齋藤 巽君
七番	井上 寅吉君	八番	石川 保君
九番	上野 重勝君	十番	木村 徳藏君
十一番	原 敏子君	十二番	遠藤 洋一君
十三番	小野 沢久君	十四番	仲村 清信君
十五番	加藤 謹之助君	十六番	高水 惣八君
十七番	東田 正治君	十八番	堀川 實君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十一年第一回福生市議会定例会議事日程(第二日目)

開議日時 三月七日(金) 午前十時

日程第一 議案第四号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第二十二号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第五号

福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第六号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第七号

福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第八号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第九号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第十一号

福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第二十三号

福生市議会の議員の昭和六十一年三月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第十一 議案第二十四号

福生市の一般職の職員の昭和六十一年三月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第十二 議案第十二号

昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第七号)

日程第十三 議案第二十五号

昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第八号)

日程第十四 議案第十三号

昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)

日程第十五 議案第二十六号

昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

日程第十六 議案第十四号

昭和六十年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号)

日程第十七 議案第二十七号

昭和六十年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)

日程第十八 議案第十五号

昭和六十年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)

日程第十九 議案第十六号

昭和六十一年度福生市一般会計予算

日程第二十 議案第十七号

昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第二十一 議案第十八号

昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第二十二 議案第十九号

昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算

日程第二十三 議案第二十号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計予算

日程第二十四 議案第二十一号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計予算

日程第二十五 議案第二十二号

昭和六十一年度福生市受託下水道事業会計予算

日程第二十六 議案第二十三号

昭和六十一年度福生市受託下水道事業会計予算

日程第二十七 議案第二十四号

昭和六十一年度福生市受託下水道事業会計予算

日程第二十八 議案第二十五号

昭和六十一年度福生市受託下水道事業会計予算

日程第二十九 議案第二十六号

昭和六十一年度福生市受託下水道事業会計予算

日程第三十 議案第二十七号

昭和六十一年度福生市受託下水道事業会計予算

日程第三十一 議案第二十八号

昭和六十一年度福生市受託下水道事業会計予算

午前十時 開議

○議長(森田治男君) ただいまから昭和六十一年第一回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

目録の会議を開きます。

○議長(森田治男君) この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたします。

(井上議会議務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君) 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

本日の日程でございますが、新たに六件が送付されましたので本日の日程の中へ入れられ組まされていただきます。お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。次に、追加議案の取り扱ひでございますが、期束手当の条例二件については支給日の関係もありますので、慎重に審議の上、即決とすることをいたしました。その他の議案については、お手元に御配付の付託表のとおり各委員会に付託し、審査を願うことといたしました。以上でございますが、本日の議会が円滑に運営されますようお願いいたします。報告いたします。

○議長(森田治男君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願ひ申し上げます。

○議長(森田治男君) これより日程に入ります。

日程第一議案第四号 福王市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名を承りようございますので、議案第四号福王市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由並びにその内容について説明いたします。

まず提案の理由でございますが、非常勤の特別職の職員の報酬のうち医師及び歯科医がその資格において従事いたします学級医等の報酬を引き上げをいたそうとするものでございます。このことにつきましては、例年、西多摩医師会と西多摩地区の市町村の協議によりましてその報酬額が決定されてきて、その額によりまして西多摩地区の九カ市町村が統一的にその金額を改正するという方法をとっております。本年分につきましては協議が終つておりまして、それらに基づきまして医師等の非常勤の特別職の報酬を改正いたしますものでございます。

次に、医師等の報酬額の改正の内容でございますが、予防接種医が四四%、千円引き上げて日額二千三百五十円に。以下、別表に記載してございますものの金額に若干の差がございますけれども、金額が五百円から四千円、率にいたしまして二・七三%から四・五五%それぞれ改正をいたそうとするものでございます。

なお附則におきまして、この条例は昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、甚だ雅駁な説明でございますが、何とか慎重御審議の上、原案どおり御決定くださるようお願い申しあげまして、説明にかえらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本堂にお移する質疑を行います。

○二十四番(関 米吉君) 一つだけちょっと聞いておきたいと思いますが、各医療者の数、それからこれに伴うところの負担増の額はどれくらいになりますか。

○総務部長(浅見裕康君) ちよと調査してなくて、まことに申しわけありませんけど、ちよと時間をちようだいたいと思いますけど、よろしくお取り計らい願います。
(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前十時 八分 休憩

午前十時十七分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
○教育次長(須崎 進君) お答えいたします。

教育関係でございますけれども、学校医の関係につきましては内科医が十名、歯科医が十名、耳鼻科が二名の先生方でございます。

なお報酬改定に伴います増額につきましては、小学校に於いて三十四万八千円、中学校に於いて十五万六千円、合わせて五十四万四千円の改定に伴う増額になります。以上でございます。

○福祉部長(王子国利君) 福祉部の関係につきまして、予防接種については回数が百十二回で延べ人員が三百五人。したがって三十三万五千円の増額。それから福祉事務所の嘱託医につきましては一名、四万八千円の増額。それから厚生課の保育所の関係につきましては内科医二名、それから歯科医が二名。したがって、この金額の差は二十四万円が増額になります。以上です。

○議長(森田治男君) ようしですか。

○二十四番(関 米吉君) いろいろと議事日程の都合もあるようなのでこの辺で了承いたしますけれども、しかし、あれですね、こういった単純な質問で休憩をとられると